

「令和7年度切花の新規販路開拓業務」委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和7年度切花の新規販路開拓業務」の企画提案募集に当たり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和7年度切花の新規販路開拓業務

2 目的

令和6年5月に策定された「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」において、切花は航空輸送に向いている輸出ポテンシャル品目と位置づけられ、中国への輸出拡大が見込める農林水産物であると期待されている。

本方針に基づき、令和6年度に中国（北京・上海）でのプロモーション活動等を通じて県産切花の新規販路開拓に取り組んだところ、サンダーソニア等の一部品種については現地評価が高く、輸出が期待される結果となった。

そこで、令和7年度は、中国への輸出が期待される品種については、昨年度に引き続き現地プロモーションを行うことで販路定着を図るとともに、その他の品種については、新たな国・地域でテスト販売を行い、更なる県産切花の販路開拓を狙う。

併せて、成田空港等の千葉県の輸出機能を活用した輸出促進について検討する。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

4 ターゲットとする国・地域

中国（北京又は上海）に加え、成田空港等の千葉県の輸出機能を活用した県産切花の輸出に適していると考えられる国・地域を1つ以上提案すること。

5 委託業務の内容

業務は、以下の業務及びこれらに付随するものとし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で提案すること。

（1）県内産地の訪問・個別商談

切花の輸出に意欲のある県内生産者を掘り起こし、輸出の現状理解と意欲の向上を図る。

<委託事業者の役割>

①「千葉県フェア」参加希望者（生産者等）の募集

周知及び募集に必要な資料の作成、参加希望者の取りまとめを行うこと。

②参加希望者（生産者等）への事業概要の説明

参加希望者に対して、説明資料を作成し、以下のとおり事業概要等を説明すること。なお、実施方法は、アーカイブ動画を作成する等、全希望者が説明を受けられるよう、県と協議の上、決定すること。

・説明内容

項 目	内 容
時 期	産地訪問・個別商談の前
実施方法	提案による（対面またはオンライン配信）
講 師	提案による
説明内容	提案による（事業概要、成田空港等の千葉県の輸出機能を活用した県産切花の輸出の流れ及び優位性を含む）

・企画、運営等

周知及び募集に必要な資料の作成、参加希望者の取りまとめ、会議室等の手配、会場設営、アンケート、記録、その他運営に関する一切の事項を行うこと。なお、研修会の開催に必要な消耗品や備品のレンタルに係る費用も委託費の中に含めること。

③産地訪問・個別商談

県内産地を日程調整の上5か所程度訪問し、生産者から個別の質問、相談等を聞き、助言すること。また、その内容について、報告書を作成すること。

④「千葉県フェア」の開催に向けた切花の選定

ターゲットとする国・地域ごとに輸出に向く切花を選定すること。

（２）県産切花の輸出物流・商流の構築

ア 「千葉県フェア」の開催

県産切花の魅力を発信するため、現地で「千葉県フェア」を開催すること。フェアは、現地小売店等との関係構築や今後の輸出拡大に資するものになるようにすること。

併せて、千葉県の立地を生かし、高鮮度な切花の輸送を実現するため、成田空港等の千葉県の輸出機能を活用した物流ルートについて検証すること。

<「千葉県フェア」の概要>

項 目	内 容
時 期	令和7年11月～令和8年2月頃
場 所	2つ以上の国・地域（上記4）の小売店等
回 数（日数）	2回以上（7日程度/回、各国・地域1回ずつ）

＜委託事業者の役割＞

①「千葉県フェア」の企画・運営管理

会場の借り上げ、装飾、販促資材の発送、会場設営、進行管理、撤収完了まで、フェア実施に係る各種調整・手続等すべての業務を行うこと。

②現地店舗の装飾

「千葉県フェア」開催時に、千葉県の切花を販売していることがバイヤー、来店者へ伝わるよう、販売店舗を装飾すること。

③その他

本事業の実施に伴い、県職員が現地視察や調査等を行う場合に、通訳の手配や訪問先のアポイントメント取得等の各種調整を行うこと。なお、現地出張は、1回程度を想定すること。県職員の出張旅費は、本事業の委託費には含まないものとする。

イ 現地アンケートの実施

上記4で設定する2つ以上の国・地域において、現地バイヤー及び一般消費者に対し、県産切花に関するアンケートを100名以上に実施すること。

（３）認知拡大

ア 現地バイヤー、消費者向け販促資材の作成

現地バイヤー及び一般消費者が県産切花を認知できる内容の販促資材を以下のとおり2種類以上作成することとし、作成したものは上記（２）ア「千葉県フェア」開催時に活用すること。

＜販促資材＞

①県内切花の一覧

現地バイヤーが、千葉県の切花が生産される時期、品種等認識できるものを提案すること。

②装飾用販促資材

県産切花が認識できるような装飾を提案すること。（例：花スリーブ、POP）

イ 生産者に対する事業成果のフィードバック

「千葉県フェア」実施後、県内生産者等に対し、「千葉県フェア」の実施結果を共有し、今後の商流に繋がるよう支援すること。なお、フィードバックの方法については、県と協議の上で決定すること。

（４）その他独自提案事項

上記（１）～（３）の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案を行うこと。なお、独自提案を行う場合、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

(5) 輸出額目標、年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後、速やかに、輸出額目標、月別の実施内容を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ進捗状況を報告すること。

6 報告書の作成

業務完了後、令和8年3月23日（月）までに下記（1）～（3）及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

(1) 記録写真等

実施した事業内容が分かるよう、写真等により記録すること。

(2) 掲載記事の収集

本業務を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

(3) 制作物

制作物については、印刷用電子データ（AI、PDF 等）で県に納品すること。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に

従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

9 納入物件に関する責任

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

12 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。